主 文

本件再上告を棄却する。

理 由

本件再上告の申立は、その申立書によれば、単に原上告判決には、第二審判決が 憲法を無視した処分であるか否かについてした判断に不当があるから、更に上告の 申立をするというのである。

しかし、上告の申立は、その趣意を具体的に明示して為すべきものである。なぜなら、右のごとき漠然たる理由では、これに基き審判をしようとしてもすることができないからである。されば本件再上告の申立は、不適法であるといわねばならぬ。よって刑訴第四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 橋本乾三関与

昭和二三年一二月二七日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	鵉	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
毅			野	真	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官